

# 農業委員会とは

法律により市町村の行政機関として置かれる公選制（一部選任）の行政委員会であり、農業委員をもって組織する委員の合議体である。

# 農業委員会の仕事

農地法に基づく許認可

農地パトロール（農地の利用状況調査）の実施

農地の利用や権利関係の調整・あっせん

認定農業者への農地の利用集積と経営改善支援

農地基本台帳の管理・農家の意向把握と記録

地域農業の方向づけとビジョンづくり

農業者年金・家族経営協定の推進

農家からの相談や情報提供

農家や集落などの意見・要望を反映、行政に建議

# 農業委員会総会の開催

農業委員会では、毎月1回18日（18日が閉庁日の場合は、前後の開庁日）に開催しています。農地の移動・売買・転用等許可が必要な方は、毎月10日（10日が閉庁日の場合は前日の開庁日）まで農業委員会に提出してください。